ハ　第三級地　その区域内の土地の平均価格が人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

別表の備考第二号に次のように加える。

ニ　第四級地　その区域内の土地の平均価格が人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、町及び村の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ホ　第五級地　その区域内の土地の平均価格が町及び村の区域内の土地の平均価格未満であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十一月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十四号

平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十五年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「第五条」を「第三条から第五条まで」に、「第二十四条第二項から第四項まで」を「第二十四条」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

省　令

○国土交通省令第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）を実施するため、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令

開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第三条関係）

占用物件	単位	占用料 所在地 第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	一本につき一年	一、四〇〇	六一〇	四三〇	三六〇	三一〇
第二種電柱	一本につき一年	二、一〇〇	九四〇	六六〇	五五〇	四八〇
第三種電柱	一本につき一年	二、八〇〇	一、二〇〇	九〇〇	七四〇	六五〇
第一種電話柱	一本につき一年	一、三〇〇	五五〇	三九〇	三三〇	二八〇
第二種電話柱	一本につき一年	一、九〇〇	八七〇	六三〇	五一〇	四五〇
第三種電話柱	一本につき一年	二、七〇〇	一、二〇〇	八五〇	七〇〇	六二〇
その他の柱類	一本につき一年	二二〇	五五	三九	三三	二八
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	三	五	四	三	三
地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき一年	七	三	二	二	二
路上に設ける変圧器	一個につき一年	一、二〇〇	五四〇	三八〇	三一〇	二七〇
地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	七三〇	三三〇	二三〇	一九〇	一七〇
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物						